

## 小牧市広告付き窓口呼出システム設置取扱要領

〔令和 8 年 6 月 2 4 日〕  
〔 8 小 市 第 8 6 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市広告付き窓口呼出システムの設置に関し、小牧市広告掲載要綱（平成 2 0 年 9 月 2 日 2 0 小財第 5 4 1 号。以下「要綱」という。）及び小牧市広告付き窓口呼出システム設置事業プロポーザル実施要綱（令和 8 年 6 月 2 日 8 小市第 4 5 2 号。以下「プロポーザル実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口呼出システム 小牧市役所本庁舎内に設置する広告付きの窓口呼出システムをいう。
- (2) 設置業務 窓口呼出システムの作製、設置、広告主の募集その他広告掲載に係る業務をいう。
- (3) 設置事業者 プロポーザル実施要綱第 8 条第 2 項の規定により最優秀者（最優秀者が辞退した場合にあっては、次点者）として特定された者をいう。
- (4) 広告主 窓口呼出システムに掲載する広告を設置事業者に提供する者をいう。

(設置場所等)

第 3 条 設置事業者は、市の指示に従い、窓口呼出システムを小牧市役所本庁舎 1 階に設置するものとする

2 設置事業の実施期間は、5 年間を標準とし、次条の規定による協定で定める。

3 窓口呼出システムの規格は、市及び設置事業者が協議し、定めるものとする。

(協定の締結)

第 4 条 市は、設置業務に関して、設置事業者と協議の上、協定の締結をする。

(広告の審査)

第5条 設置事業者は、広告主及び掲載する広告の内容について、市に事前に報告し、承諾を得なければならない。

(設置業務の留意事項)

第6条 設置事業者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

(問題発生時の対応)

第7条 設置事業者は、窓口呼出システムに掲載された広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、速やかに市と協力して解決に努めるものとする。

2 設置事業者は、広告主若しくは掲載された広告の内容が要綱その他関係法令に違反しているとき又は小牧市役所に配置する広告としてふさわしくないと市が判断したときは、広告の修正又は削除を無償かつ速やかに行わなければならない。

(行政財産目的外使用許可等)

第8条 設置事業者は、窓口呼出システムの設置に関し、行政財産の使用の許可を受けなければならない。

2 行政財産の使用の許可に係る使用料（以下「使用料」という。）の額は、表示面積1平方メートル当たり月額15,270円とする。

3 設置事業者は、市の指定する期日までに、当該年度分の使用料を一括して納付するものとする。

(広告掲載料)

第9条 市は、使用料に加え、設置事業者から広告掲載料を徴収することができる。

2 前項の規定により広告掲載料を徴収する場合における当該広告掲載料の額は、別に定める。

(設置事業者の責務)

第10条 設置事業者は、窓口呼出システムの管理及び保守を自己の負担で行うものとする。

2 設置事業者は、設置業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

(責任の制限)

第11条 設置事業者は、設置業務について広告主又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の責任及び負担において解決するものとし、市は損害

賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(中止)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、設置事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、協定を解除するものとする。

(1) 窓口呼出システムを指定する期日までに設置しないとき。

(2) 使用料又は広告掲載料（以下「使用料等」という。）を指定する期日までに納付しないとき。

(3) 広告の修正又は削除の指示に従わないとき。

(4) その他市が改善の必要があると認めたとき。

2 前項の規定により協定を解除した場合には、設置事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の協定を解除することができる。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定により行政財産の使用の許可が取り消されたとき。

(2) 要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 行政運営上又は庁舎管理上、協定を継続することができない合理的な理由があると認められるとき。

(使用料等の還付)

第14条 市は、設置事業者の責めに帰さない事由により、窓口呼出システムの設置ができなくなった場合は、使用料等を還付する。この場合において、還付する使用料等には、利子を付さない。

2 前項の規定により還付する使用料等の額は、窓口呼出システムを撤去した日の属する月の翌月以後の納付済月額総額の総額とする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、設置業務に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月24日から施行する。